

# プロフェッショナルサービス

Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.又はその Siemens Industry Software の関連会社（総称して「SISW」という。）は、お客様と SISW ソフトウェアのためのソフトウェアライセンス及びサービス契約（以下「本契約」という。）を締結しています。本契約は、両当事者が署名をする書面契約又はお客様が電子的に契約に同意をするクリックラップ契約若しくはオンライン契約の形式で締結される場合があります。本条件（以下「プロフェッショナルサービス修正条件」という。）は、SISW またはそのいずれかの関連会社によりお客様に提供されたプロフェッショナルコンサルティングサービスに固有のもので、プロフェッショナルサービス修正条件の条項は、本契約の条項に追加されるものであり、本条項が本契約の条項と矛盾する場合、SISW が提供するプロフェッショナルコンサルティングサービスに関して、本条項は、本契約の条項に優先します。

## プロフェッショナルサービス条件

- 1. 定義** 次の用語は、以下に定める通りの意味を有します。
  - 1.1 「プロフェッショナルサービス」とは、SOW に記載するプロフェッショナルコンサルティングサービスを意味します。**
  - 1.2 「SOW」とは、プロフェッショナルサービスの注文は、お客様が提供し、且つ SISW が書面により承諾した形式による作業明細書を意味します。各 SOW は、両当事者が相互に容認する他の条件の中でも特に、参照により、本契約の条件（本条件による修正を含みます。）を組み込み、SISW が提供するプロフェッショナルコンサルティングサービスの合理的な詳細記載し、及び当該サービスに関して SISW に支払われる料金を記載したものでなければなりません。**
- 2. プロフェッショナルサービス、変更管理手順** SISW は、SOW に記載されているプロフェッショナルサービスを履行し、成果物を作成します。SISW 又はお客様は、プロフェッショナルサービスに関連する作業範囲、取組方法、日程、料金又は成果物を含む SOW について変更を求める場合、正式な変更管理手順に従います。SISW 又はお客様が変更管理依頼書を提出した場合、SISW は、料金の見積及び日程への影響を作成し、書面による承認を得るためにこれをお客様に提出します。変更管理依頼書（関連する料金の見積および日程への影響に関する条件を含みます）がお客様によって承認された場合、SISW は、SOW に記載する通り、且つ変更管理依頼に従った変更に従って、サービスを開始します。SISW が関連する料金の見積及び日程への影響に関する条件を提出してから 10 暦日以内に変更管理依頼書がお客様によって承認されない場合、変更管理依頼書は、無効とみなされ、SISW は、変更指示依頼を有効とすることなく、プロフェッショナルサービスの実行を継続します。
- 3. 要員** SISW は、プロフェッショナルサービスの提供に従事する SISW 要員の配置を決める独占的な権利を留保します。プロフェッショナルサービスを実施する SISW 要員は、SISW の従業員となり、且つ従業員であり続け、また SISW は、給与、健康保険、災害補償、労災補償並びに雇用者が従業員の雇用に関連して支払いを義務付けられるあらゆる税金及び賦課金を含む当該従業員の報酬その他の手当を提供し、支払います。SISW は、該当する SOW に基づく SISW の義務を履行する上で下請業者を使用する権利を有します。但し、SISW は、お客様に対して、SISW の下請業者が行う作業について一次的な責任を負い続けます。SISW が SOW に基づくプロフェッショナルサービスを提供している間及び当該プロフェッショナルサービスの完了後の 12 ヶ月間は、いずれの当事者も、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることなく、プロフェッショナルサービスの実施、消費又は評価に積極的に関わっている又は関わっていた相手方当事者又は SISW の下請業者の従業員に対し、直接又は間接を問わず、雇用の勧誘を行わず、又は雇用しません。上記にかかわらず、両当事者は、(i) SISW 以外の依頼者のために、通常の業務の範囲内で且つ当該業務における従前の慣行に従って SISW 若しくはその関連会社が利用する人材斡旋会社若しくはこれに類する会社、又は、(ii) 広告若しくは一般に普及している他の刊行物を通じた勧誘又はそれらによる求人が、本契約によって禁じられないことを確認し、同意するものです。
- 4. お客様の責任** お客様は、該当する SOW に定められた自己の義務を遂行します。また、お客様は、SISW がお客様の施設でサービスを履行することを合理的に要請する限りにおいて、施設へのアクセス、オフィススペース、オフィス用家具、電話及びファックス、電気・ガス・水道、事務用品及び複写サービスの利用を SISW に対して認めます。サービスを実施する上で、お客様が第三者からライセンスを取得し又はその他の理由で第三者から提供を受けているソフトウェアを SISW に開示すること、又は SISW がかかるソフトウェアを使用し若しくはかかるソフトウェアにアクセスすることが必要とされる場合、お客様は、SISW が第三者ソフトウェアに関連して役務を遂行するために必要な同意、ライセンス及びサブライセンスの全てを SISW の費用負担なく取得します。お客様は、前述のお客様の義務を履行しなかったために SISW に対して請求が行われた場合には、当該請求から SISW を防御します。SISW が、当該請求をお客様に速やかに書面で通知し、当該請求の防御又は和解をお客様が全面的に支配できるようにすることを条件として、お客様は、当該防御の費用を負担し、当該請求に起因し又は当該請求の和解により生じた、管轄裁判所によって最終的に裁定された損害賠償額及び弁護士費用を負担します。お客様は、お客様の同意なく行われた和解又は調停について責任を負いません。本条は、その理由の如何にかかわらず、本契約の満了又は解除の後も存続します。

## 5. 成果物の所有権

- 5.1 既存のソフトウェア及び技術 各当事者は、プロフェッショナルサービスのプロジェクトの開始前に自己が所有していた若しくは開発した、又は当該プロジェクト開始後に相手方当事者の知的財産を参照することなく若しくはそれを利用することなく取得若しくは開発したソフトウェア、アイデア、コンセプト、ノウハウ、開発ツール、技術又はその他の財産的資料若しくは情報における全ての権利を留保します。
- 5.2 第三者のソフトウェア及び技術 当事者が第三者ベンダーからライセンスを供与された全てのソフトウェア及び技術は全て、当該ベンダーの財産となり、また財産で有り続けるものです。
- 5.3 SISW のソフトウェア及び技術に基づく成果物 第三者の権利又は制限に服することを条件として、SISW は、本契約に基づき SISW が開発及び提供する全ての成果物における又はこれに関連する全ての知的財産権を保有します。但し、それが既存の SISW のソフトウェア若しくは SISW のソフトウェア開発ツール（以下「SISW ツール」）、サービスの一環として開発されたその修正、又はサービスの一環として開発された既存の SISW のソフトウェア若しくは SISW ツールから派生した成果物によって構成されていることを条件とします。
- 5.4 スペシャルパフォーマンスエンジニアリングテクノロジー及びノウハウ SISW は、本契約に基づき、及びファンクショナルパフォーマンスエンジニアリングテクノロジー（モデルベースシステムエンジニアリング（MBSE）、騒音振動（「NVH」）テスト及び解析、耐久性、構造解析、運動学及び動態解析（総称して「スペシャルパフォーマンスエンジニアリングテクノロジー」）を含みますが、これらに限定されません。）の分野に関連して提供されたサービスの実施において開発されたノウハウ、技術、コンセプト又はアイデアに関する全ての権利を留保します。
- 5.5 お客様のソフトウェア及び技術に基づく成果物 第三者の権利又は制限に服することを条件として、お客様は、サービスの一環として開発された、既存の SISW のソフトウェア、SISW ツール、その修正若しくはその派生物を構成しないあらゆる成果物、或いは上記 5.4 項に規定するスペシャルパフォーマンスエンジニアリングテクノロジーにおける又は関連する全ての知的財産権を保有します。
- 5.6 SISW が所有する成果物を対象とするライセンスの許諾 SISW が所有する成果物に関して、お客様はここに、サービスプロジェクトの一環として SISW よりお客様に提供された成果物を使用するライセンスの供与を受けます。成果物がソフトウェアである場合、かかるソフトウェアは、オブジェクトコード形式であるものとし、お客様は、当該ソフトウェアのロード、実行、表示、保存及びその他使用することができます。当該成果物の対価の全額の支払いをもって、本条においてお客様に供与されるライセンスは、永久的、ロイヤルティフリー、譲渡不能且つ非独占的なものとなり、またお客様による当該コピーの内部利用に限定されます。
- 5.7 「職務著作権」の否定 本契約に基づき提供されるサービスは、適用される著作権法に基づく「職務著作物」を構成しません。SOW に基づく仕掛品の所有権は、本契約に従い成果物の権原が移転する場合はその時点まで、SISW に帰属します。
- 5.8 相手方当事者の知的財産に関するライセンスの否定 本契約に明示的な別段の定めがある場合を除き、いずれの当事者も、自己の特許、著作権、営業秘密又はその他の知的財産についてライセンスを供与したとみなされません。SISW がお客様の知的財産又は専有情報を用いず又は参照していない限りにおいて、SISW は、サービスを行う過程で開発又は創造したアイデア、コンセプト、方法、工程及びノウハウを自由に用いることができます。
6. 保証 SISW は、サービスが専門的な方法で手際よく履行されることを表明し、保証します。本第 6 条に規定されている場合を除き、プロフェッショナルサービスに関して、SISW は、明示的、黙示的又は法定のその他の保証を行わず、こうした全ての保証は、ここに否認します。これには、商品性又は特定の目的に対する適合性の保証を含みますがこれに限定されません。PURPOSE.
7. 契約法人及び準拠法 本契約の規定にかかわらず、SOW は、お客様と、サービスの実施について責任を負う SISW または SISW 関連会社との間の個別のサービスプロジェクトに関して締結されます。SOW に表明されたプロフェッショナルサービスのプロジェクトを規定する法は、SISW または該当する SISW 関連会社が所在する管轄権の法となります。